

用語の定義

本年報における主な用語の定義は以下のとおりである。

1. 職業紹介関係

① 雇用期間

イ. 全数（一般）

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

ロ. 常用

雇用契約において雇用期間の定めがないもの、または4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く）をいう。

ハ. 臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要、または季節的な余暇を利用して一定の期間を定めて就労するものをいう。

ニ. 日雇

日々雇用のも、または1か月未満の雇用期間が定められているものをいう。

② 雇用形態

イ. フルタイム

一週間の所定労働時間が「パートタイム」に該当しないものをいう。

ロ. パートタイム

1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して短いものをいう。

③ 求職・就職

イ. 前月から繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者数をいう。

ロ. 新規求職申込件数（令和3年9月よりオンライン登録者を含む）

当月中に新たに受け付けた求職申込み件数をいう。

ハ. 月間有効求職者数（令和3年9月よりオンライン登録者を含む）

「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

ニ. 紹介件数（令和3年9月よりオンラインハローワーク紹介を含む）

求職者と求人の結合を図るため、紹介した件数をいう。

ホ. 就職件数（令和3年9月よりオンラインハローワーク紹介含む）

有効求職者が就職したことを確認した件数をいう。

ヘ. 他県への就職件数

就職先事業所の所在地が自県の管轄区域外にある場合の就職件数をいう。就職した求職者

の住所の如何は問わない。

ト. 雇用保険受給者の就職件数

雇用保険の受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

④ 求人・充足

イ. 前月から繰越された有効求人数

前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

ロ. 新規求人数

当月中に新たに受け付けた求人数をいう。

ハ. 月間有効求人数

「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

ニ. 充足数

有効求人が、安定所の紹介により求職者と結合した件数をいう。

ホ. 他県からの充足数

充足された求職者の住所が、自県外にある場合の充足数をいう（充足された求人事業所の所在地の如何を問わない）。

⑤ 中高年齢者

一般求職者のうち、45歳以上の者をいう。

⑥ 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号から第6号に定める障害者をいう。

⑦ 新規学卒者

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校（職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校）において取り扱った者をいう。

2. 雇用保険関係

(1) 適用

① 適用事業所

雇用保険法第5条第1項の規定により労働者を雇用する事業及び同法附則第2条第1項による任意適用事業に労働者を雇用する事業主の事業所をいう。

② 資格取得者数

適用事業所に雇用され被保険者として安定所に届出のあった数をいう。

③ 資格喪失者数

被保険者が離職、死亡等により、被保険者資格を喪失したと安定所に届出のあった数をいう。

④ 離職票交付枚数、

安定所が離職による被保険者資格喪失の確認を行った離職票の交付枚数をいう。

(2) 給 付

① 一般被保険者の求職者給付

イ. 雇用保険法第 13 条の受給資格にもとづく、所定給付日数分の基本手当

ロ. 同法第 24 条に規定する、公共職業訓練等を受ける受給資格者に対する基本手当の延長給付

ハ. 同法第 25 条に規定する、広域職業紹介活動により職業のあっせんを受けることが適当と認定されたものに対する基本手当の延長給付

ニ. 同法附則第 5 条に規定する、給付日数の延長に関する暫定措置による基本手当の延長給付

ホ. 同法 36 条に規定する技能習得手当（受講手当、通所手当）及び寄宿手当

ヘ. 同法第 37 条に規定する傷病手当

② 離職票提出件数

基本手当、高年齢求職者給付金または特例一時金の支給を受けようとする者が安定所に来所して離職票を提出した件数をいう。

③ 受給資格決定件数

離職者が提出した離職票に基づき安定所が基本手当、高年齢求職者給付金または特例一時金の支給を受ける資格があると決定した件数をいう。

④ 初回受給者数

同一失業給付の受給期間内において、当該給付の第 1 回目の支給を受けた者の数をいう。

⑤ 受給者実人員

当月中において求職者給付を受けた受給資格者の実数をいう。

⑥ 特例一時金

雇用保険法第 39 条第 1 項の受給資格にもとづき、短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者等）が失業した場合に基本手当の 30 日分（当分の間 40 日分）に相当する額が支給される一時金をいう。

⑦ 高年齢求職者給付金

雇用保険法第 37 条の 3 の規定により、高年齢継続被保険者（65 歳以上の被保険者をいう。）が失業した場合に、基本手当に代えて、被保険者であった期間に応じて支給される一時金をいう。

⑧ 就職促進給付

雇用保険法第 56 条の 3、第 57 条、第 58 条、第 59 条の規定により、失業者が再就職するのを援助、促進するために支給される再就職手当、就業促進定着手当、就業手当、常用就職支度

手当、移転費、広域求職活動費などの給付金をいう。

⑨ 一般教育訓練給付金

雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定により、一定の条件を満たす一般被保険者（在職者）または一般被保険者であったもの（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給される。

⑩ 専門実践教育訓練給付金

雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項の規定により、一定の条件を満たす一般被保険者（在職者）または一般被保険者であったもの（離職者）が厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受講している間に支給される。また、当該訓練を修了し、一定の要件を満たした場合に、追加支給される。

⑪ 高年齢雇用継続給付

イ. 基本給付金

雇用保険法第 61 条の規定により、60 歳時点に比して賃金額が 75%未満に低下した状態で雇用を継続している被保険者期間 5 年以上の 60 歳以上 65 歳未満の被保険者に対し、定められた率に従って支給される給付金をいう。

ロ. 再就職給付金

雇用保険法第 61 条の 2 の規定により、直前の被保険者期間が 5 年以上の基本手当の受給者が 60 歳に達した日以後、支給日数を 100 日以上残して再就職して被保険者となった場合において、賃金額が当該基本手当の算定基盤となった賃金日数の 30 日分に比して 75%未満に低下したときに、定められた率に従って支給される給付金をいう。

⑫ 育児休業給付

雇用保険法第 61 条の 7、61 条の 8 の規定により、原則 1 歳未満の子を養育するため育児休業（出生時育児休業）をする被保険者に対し、一定の要件を満たし、育児休業（出生時育児休業）中の賃金額が休業開始時賃金日額の 30 日分に比して 80%未満の場合、定められた率に従って支給される給付金をいう。

⑬ 介護休業給付金

雇用保険法第 61 条の 4 の規定により、家族を介護するために休業した被保険者に対し、一定の要件を満たし、介護休業中の賃金額が休業開始時賃金日額の 30 日分に比して 80%未満の場合、定められた率に従って支給される給付金をいう。

3. 諸比率の算式

$$\text{求人倍率} = \frac{\text{月間有効（新規）求人数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}} \quad (\text{倍})$$

$$\text{紹介率} = \frac{\text{紹介件数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職件数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}} \times 100 (\%)$$

$$\text{充足率} = \frac{\text{充足数}}{\text{月間有効（新規）求人数}} \times 100 (\%)$$